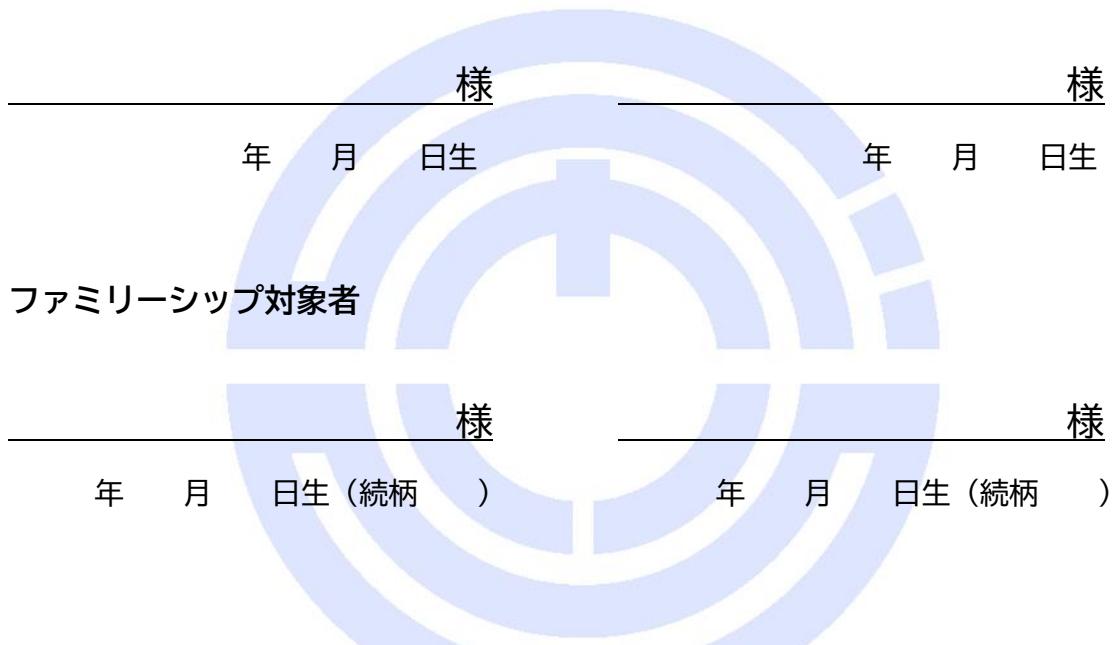


第 号

## 美幌町パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証

美幌町パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓の取扱いに関する要綱に基づき、パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓をされたことを証します。

### パートナーシップ宣誓者



美幌町は、互いの個性や多様性を認め合い、誰もが生きがいと誇りを持つことができるまちの実現を目指し、取り組みを続けていきます。  
これからも自分らしくいきいきと活躍されることを期待いたします。

年 月 日

美幌町長



BIHORO Partnership・Familyship

## (注意事項)

- 1 この受領証は、美幌町パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓の取扱いに関する要綱の趣旨に従って取り扱ってください。
- 2 次の場合は、受領証及び受領証カード（以下「受領証等」という。）を返還してください。
  - (1) 宣誓に係るパートナーシップを解消したとき。
  - (2) 宣誓者の一方が死亡したとき。
  - (3) 宣誓者の双方が町外に転出したとき。
  - (4) 配偶者（婚姻の届出はしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）のない者であることに該当しなくなったとき。
  - (5) 宣誓者以外の者とパートナーシップの関係にあることに該当したとき。
  - (6) 宣誓に係るパートナーが民法第734条から第736条までに規定する婚姻をすることができない親族に該当したとき。
  - (7) 受領証等の返還を希望するとき。
  - (8) その他町長が受領証等の返還が必要と認めるとき。
- 3 次の場合は、受領証等の交付番号を公表することができます。
  - (1) 上記2により受領証等の返還があったとき。
  - (2) 町長が、パートナーシップを有しないと認めるとき又は宣誓者の要件に該当しないと認めるとき。
- 4 受領証等を紛失、毀損した場合等には、美幌町パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証等再交付申請書（様式第4号）により再交付の申請をすることができます。
- 5 次の場合は、美幌町パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書記載事項変更届（様式第5号）により届出が必要です。
  - (1)宣誓者又はファミリーシップ対象者に氏名又は通称名の変更があったとき。
  - (2)ファミリーシップ対象者を追加するとき。
  - (3)ファミリーシップ対象者がその対象でなくなったとき。
- 6 受領者であるお二人が、美幌町がパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度について連携している自治体へ転出する場合は、転出先の自治体へ町が交付した受領証等及び住民票等を添付して継続申告書を提出することで、転出先の自治体で新たに受領証等が交付されます（受領証等の町への返還は不要）。ただし、ファミリーシップ対象者は転出先の自治体の制度内容によって対象とならない場合があります。  
転出先自治体の対象要件に当てはまらない場合又は連携していない自治体へ転出する場合は、町に受領証等を返還し、転出先自治体で改めて宣誓が必要です。

## (特記事項)

--

※特記事項欄には、通称名を使用している場合には戸籍上の氏名、再交付年月日等を記載する。

**この受領証の提示を受けた方へ**

美幌町では、互いの個性や多様性を認め合い、誰もが生きがいと誇りを持つことができるまちの実現を目指しています。この受領証は、互いを人生のパートナーや家族として日常の生活において相互に協力し合うことを約束した関係であると宣誓されたことを美幌町が証するものです。

法的効力を有するものではありませんが、この受領証の提示を受けた方は、上記の趣旨をご理解いただきますようお願いいたします。

(発行：北海道美幌町)